

使用済自動車用鉛蓄電池の リサイクルについて

適正処理のための新自主スキーム



一般社団法人 鉛蓄電池再資源化協会 (SBRA)

◇設立の経緯：

鉛蓄電池再資源化協会は、平成16年10月1日に国内電池メーカー4社（当時5社）と社団法人電池工業会（略称BAJ）とが基金を拠出して有限責任中間法人として設立。

平成21年6月に名称を「一般社団法人鉛蓄電池再資源化協会（略称SBRA）」に変更。

◇業務内容：

循環型社会形成の推進のために「使用済自動車用鉛蓄電池の自主回収及び再資源化事業を行う」ことを目的に、それらに関するシステム構築及び運営等の業務を実施。

◇会員：

国内電池メーカー4社、電池輸入事業者3社及び一般社団法人電池工業会。
(平成24年7月現在)

新自主スキームの概要

◇新自主スキームの概要:

自動車をはじめ、二輪車、農業機械、建設機械などでエンジン始動等に用いられる自動車用鉛蓄電池は、鉛、硫酸を含み、他の廃棄物と比べ処理が困難なことから、鉛価格が下落して不法投棄が懸念されたことから、平成6年10月から国内電池メーカー各社が自主的に再生鉛を購入することで回収・リサイクルを行うBAJ自主取組(下取り方式)を構築し、対応してきた。

しかしながら、近年における輸入製品の増大などから、自動車用鉛蓄電池の回収・リサイクルの実効性を確保するとともに、継続的かつ安定的なシステムの実現を目指し、新自主スキームを構築した。

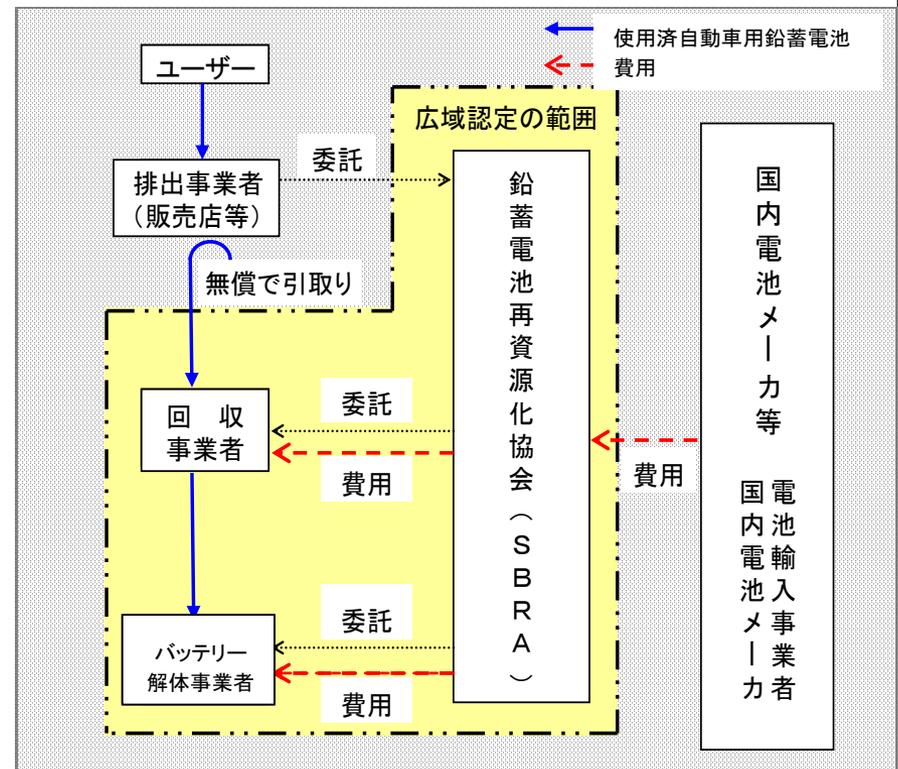
新自主スキームでは、SBRAが申請者となって「広域認定」を受け、廃棄物処理法に準じたりサイクル管理票を用い、SBRAの管理票情報システムにより、処理の一括管理を行う。

◇取り組み状況:

- ・平成22年4月 実務構築開始
- ・平成24年4月10日 広域認定取得
- ・ 4月11日 限定運用開始
- ・ 7月21日 本格運用開始

◇運用体制(平成24年7月現在):

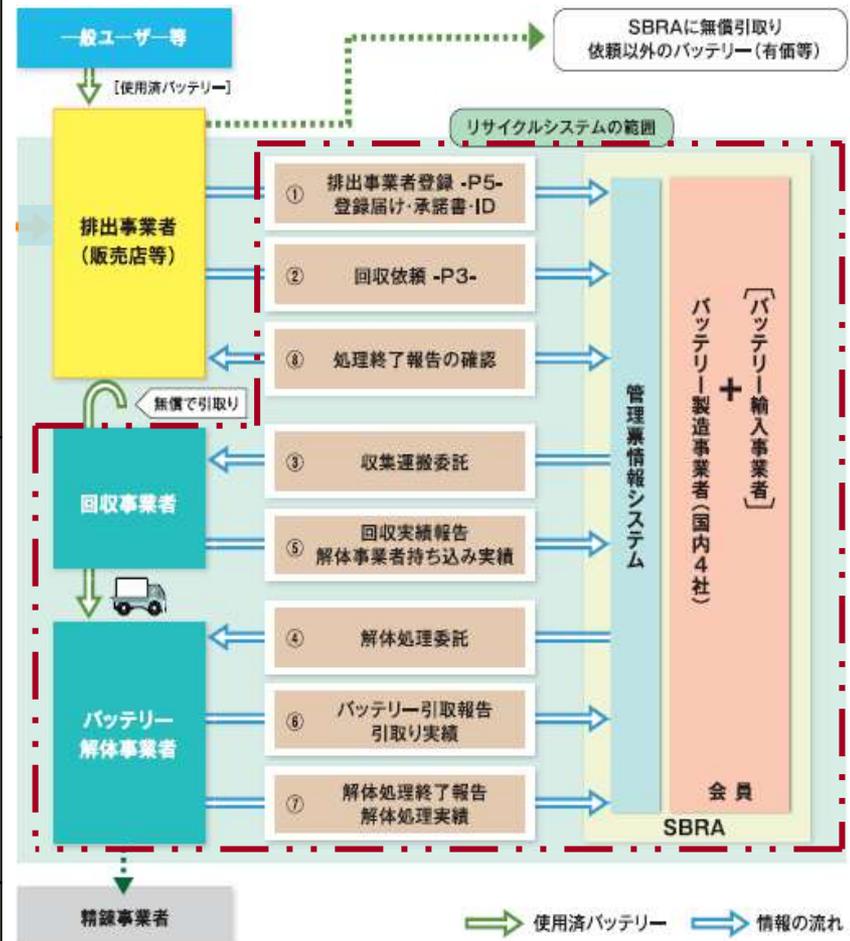
- ・参加メーカー等 : 7社
※国内電池メーカー 4社、電池輸入事業者 3社
- ・排出事業者(販売店等): 登録中
※平成24年7月18日時点 約800社
- ・回収事業者 : 85社
- ・バッテリー解体事業者 : 15社



新自主スキームの流れ

◇新自主スキームの流れ

1. 新自主スキームを利用する前に、販売店等は予め排出事業者としてSBRAに登録(①)。
2. 排出事業者は、使用済自動車用鉛蓄電池の保管場所を確保し、自動車用と二輪車用に分別して保管、管理。
※以下の蓄電池は対象外
 - ・小形密閉鉛蓄電池や産業用鉛蓄電池
 - ・鉛蓄電池以外(ニッケル水素電池、リチウムイオン二次電池等)
3. 排出事業者は、使用済自動車用鉛蓄電池が、自動車用は25個以上、二輪車用は50個以上溜まったところで、SBRAにインターネット等で回収を依頼(②)。
4. SBRAは回収依頼に基づき、回収事業者に収集運搬、またバッテリー解体事業者に解体処理をそれぞれ委託(③④)
5. 回収事業者は、委託された使用済自動車用鉛蓄電池を無償で引取り、持込先(バッテリー解体事業者)に運搬した後、SBRAに回収実績並びに持ち込み実績を報告(⑤)。
6. バッテリー解体事業者は、持ち込まれた使用済自動車用鉛蓄電池の引き取り実績をSBRAに報告(⑥)。
7. 解体処理を行った後、バッテリー解体事業者は、SBRAに解体処理終了報告並びに解体処理実績を報告(⑦)。
8. 使用済自動車用鉛蓄電池の排出から回収・解体及び処理終了までの状況は、廃棄物処理法に準じたリサイクル管理票を用いて、管理票情報システムで管理(⑧)。



リサイクル管理票

◇排出事業者における状況管理

- 1) 排出事業者は、回収事業者から渡されたリサイクル管理票(A、B及びC)に署名・押印等をした後、回収事業者が署名・押印等をしたリサイクル管理票の控え(A)を受け取り、5年間保管。
- 2) 依頼した廃棄物の処理状況は、SBRAのHPにIDとパスワードで、ログインして確認可能。
- 3) 依頼した廃棄物の最終処分が終了したら、SBRAから終了の通知。



排出事業者に対し、以下の情報提供を行うことが可能

- ①回収依頼ごとの回収・再資源化に係るエビデンス発行
- ②過去1年間の回収実績

(現品票：B票 本票 解体事業者からSBRAに提出願います。)

自動車用使用済バッテリー リサイクル管理票(案)

バッテリー区分 (SBRAMニフェスト)

本使用済バッテリーリサイクル管理票は、SBRAが 管理票情報システムを運用・管理するための伝票です。

| | | | | | | | |
|-----------|-------------------------|----------|----------|-----------|------------|------------------------|------------------------------|
| 排出事業者 | 交付年月日 | 20 年 月 日 | | 交付番号 | ■▲▲▲▲▲▲▲ | | |
| | 排出事業者名 | | | | | | |
| | 〒、TEL、FAX | 〒 - - | | TEL - - | FAX - - | | |
| | 所在地 | | | | 回収依頼区分 | | |
| 一次回収事業者 | 所在地 | | | | 離島区分 | | |
| | | | | | 廃棄物区分 | | |
| | 担当者名 | 手書 | | 押印orサイン | 印 | 使用済バッテリー数量 | 1. 四輪車用 〇〇 個 2. 二輪車用 〇〇 個 |
| 受託広域認定取得者 | 一般社団法人 鉛蓄電池再資源化協会(SBRA) | | | 広域認定番号 | 00-000 | | |
| 精錬事業者 | 引取予定、完了日 | 引取 予 定 日 | 20 年 月 日 | | 引取完了日 | 20 年 月 日 手書 | |
| | 一次回収事業者名 | | | | TEL | | |
| | 所在地 | | | | 使用済バッテリー数量 | 1. 四輪車用 個 2. 二輪車用 個 | |
| | 担当者名 | 手書 | | 印 | 押印orサイン | 3. バッテリ重量 Kg | |
| 積替保管事業者名 | | | | 積替保管の保管上項 | | | |

| | | | | | | | |
|--------|------------------------------|----------|----------|---------|----------|-------------|--|
| 解体事業者 | 引取予定、完了日 | 引取 予 定 日 | 20 年 月 日 | | 引取完了日 | 20 年 月 日 手書 | |
| | 解体事業者名 (使用済バッテリー運搬の最終目的地) | | | | | | |
| | 〒、TEL、FAX | 〒 - - | | TEL - - | FAX - - | | |
| | 所在地 | | | | | | |
| 精錬事業者 | 処分の方法、能力 | 処分の方法 | 印 字 | | 施設の処理能力 | トン/年 | |
| | 担当者名 | 手書 | | 押印orサイン | 印 | 使用済バッテリー重量 | 1. 四輪車用 個 2. 二輪車用 個 3. バッテリ重量 Kg |
| | 解体予定、完了日 | 処理 予 定 日 | 20 年 月 日 | | 解体完了日 | 20 年 月 日 | |
| 廃酸中和処理 | 処理先事業者名 | | | 処理完了日 | 20 年 月 日 | | |
| 精錬事業者 | 精錬事業者名 | | | | 引取完了日 | 20 年 手書 | |
| | 所在地 | | | | | | |
| | 担当者名 | 手書 | | 印 | 押印orサイン | 異鉛重量 | 手書 Kg |

・当控は5年間大切に保存のこと

注) ※印は 回収ルートが複数あり、代表的ものを記載しています。
最終委託者については、管理票情報システムで確認できます。

一般社団法人 鉛蓄電池再資源化協会(略称SBRA)

東京都港区芝公園三丁目5番8号 機械振興会館内

TEL : 0120-838-029 FAX : 03-3434-5650

印字部分

今後の取り組み

◇今後の取り組み：

- 離島等からの使用済自動車用鉛蓄電池の回収方策の検討
離島等で発生した使用済自動車用鉛蓄電池に対する効率的、かつ、経済的な回収・リサイクルの実現に向け、平成24年度に最適な回収ルート、頻度、費用算定方法等について調査し、実効性のある離島等からの回収方策について検討していく予定
- 排出事業者(販売店等)への周知
SBRAの会員等から販売店等に対する新自主スキームの紹介や、排出事業者向け説明書(パンフレット)の配布等による周知活動を継続して実施